

同土時尤記寫ノ如キ配達証明付郵便函以テ六十名を發送シ。

拝啓

陳者實下ハ當社職工規定第七十八條ニ違反シタル者ト認ム然而同規定中セラル傳達  
リ大正十三年五月二十四日附テ以テ解雇致モ付右配達証明付書面ノ以及通知書也

大正十三年五月二十四日

株式會社大阪鐵工所因島工場

尚右解雇者ニ對し

拝啓實下自五月十四日至五月二十二日就業ニ對スル勞銀

一金 円 錢也價格表記ヲ以テ支払申候也

大正十三年五月二十四日

株式會社大阪鐵工所因島工場

走送其手續書完了セリ。

同十一時四十分頃至リ再び三庄爭議團員表門ニ寄せ来リ午后一時十一會社幹部

と會見する所至也。

會社側 工場長笛子謹氏 主事兼事務部長竹内十一郎氏

造機部長西牧忠治氏 底務課長山崎政男氏

三庄工場 實敏夫氏 長谷川榮一氏

職工代表 佐伯宇之吉氏 村上武一氏 永易傳助氏 村上源三郎氏

芝伐光美氏

笛子氏 君達個人としてか、或は代表として見へたのか。

佐伯氏 勿論個人ではなくて吾々從業員全體の代表であります。從業員の總てハ會社

の門前を寄せて居ります、そして私達五名共代表として来た訳です。

笛子氏 其水有此也、されば君達を代表として證明するに足る力也。

村上氏 吾々職工の大多数の希望でありますから斯うして來たが尤も少數の者の意見存

在せんけれど。

笛子氏 ハハハ、乞う。